

鳥取縣公報

縣
令

昭和十五年五月二十四日
第千百三十三號
金曜日

本報ノ大キサ網定規格 A⁵判

◆鳥取縣令第四十號

米穀ノ調査ニ關スル件左ノ通定ム

昭和十五年五月二十四日

鳥取縣知事 副 見 畠 雄

第一條 鳥取縣内ニ居住スル世帯主ハ別ニ定ムル期日ニ依リ米穀ノ所有、占有又ハ消費ニ關スル申告書（第一號様式）ヲ調査期日後三日以内ニ居住地市町村長ニ提出スベシ、米穀ヲ所有占有又ハ消費スル鑛山經營者、病院經營者、工場主、商店主等亦同シ

第二條 市町村長ハ管内ニ於ケル前條ニ依ル申告書ヲ取繹メ審シタル上集計表（第二號樣式）ヲ付シ調査期日後五日以内ニ知事ニ提出スベシ

第三條 米穀取扱業者、米穀ヲ取扱フ產業組合、農業倉庫業者、倉庫經營者、運送取扱業者、運送營業者ハ米穀現在高ニ關スル申告書（第三號樣式）ヲ米穀ニ關スル倉荷證券（之レニ準スペキモノヲ含ム）ヲ占有又ハ所有スル者ハ之ニ關スル申告書（第四號樣式）ヲ毎月一日及十五日現在ニ依リ三日以内ニ知事及所轄警察署長ニ提出スベシ

第四條 第一條及第三條ノ規定ニ違反シ又ハ不正ノ申告ヲ爲シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附

則

第一號 樣式

米 谷 調 査 申 告 書

秘

所住	鳥取縣	市郡	村大字	業職	印名氏
區	分			現 在	高
自分ノ所	自分ノ米	石 斗 升	米 石 斗 升	穀 米 台	糊 層 米
ニ在ル米	他人ノ米	石 斗 升	米 石 斗 升	穀 米 台	糊 層 米
他所ニ在ル自分ノ米	計	石 斗 升	米 石 斗 升	穀 米 台	糊 層 米

前月中ニ使ツタ米ノ高

人

員

人

飯

用

其

他

人

升

石

斗

升

石

斗

升

注意

- 一 糜米、糯米ノ總ヲ合算記入スルコト
- 二 粽ハ玄米ニ換算セズ其ノ儘ノ量ヲ記入スルコト
- 三 爵米ハ飯用ニハナラナイガ食用ニ供シ得ル米ヲ記入スルコト
- 四 升以下ハ四捨五入スルコト
(他ニ販賣シタルモノハ記入シナイコト)
- 五 「前月中ニ使ツタ米ノ高」ノ「其ノ他」ト云フ欄ニハ飯用以外例ヘバ餅、味噌、醤油、酒、菓子等ノ原料トシテ自分ノ家デ使用シタ量ヲ記入スルコト
- 六 「人員」ト云フ欄ニハ家族、同居人及旅館、工場、商店、病院、寄宿舎等デ食事ヲスル人數ヲ調査當時ノ實數ニ依リ記入スルコト

第二號 樣式

米 谷 調 査 集 計 表

00264

村町市	市郡	村町	調査區	第	區	調査員
區	分	米	穀	現	在	高
自分ノ所	自分ノ米	玄米	白米	合計	粉	屑米
ニ在ル米	他所ニ在ル自分ノ米	石斗升	石斗升	石斗升	石斗升	石斗升
前月中ニ使ツタ米ノ高	人員	人	人	人	人	人
飯用	其ノ他	石斗升	石斗升	石斗升	石斗升	石斗升
注意	計					
一 每月一日ト十五日現在ニ依リ記入スルコト						
二 糜、糯ノ別ナク總テ合算記入スルコト						
三 粉ハ玄米ニ換算セズ其ノ儘記入スルコト						
四 斗單位ニテ記入スルコトトシ斗未満ハ四捨五入シテ斗位ニ止ムルコト						
五 「自分ノ所ニ在ル米」ト云フ欄ニハ自分ノ家及自分ノ管理スル倉庫、納屋、庭先トラツク其ノ他ニ在ル米ヲ「自分ノ米」ト「他人ノ米」トニ區分シテ記入スルコト(但シ賣買契約ニ付テハ						

注意 市町村集計表ニハ「調査區」及「調査員」欄ヲ抹消シテ提出スルコト

第三號 樣式

秘 米 穀 現 在 高 申 告 書

所住	鳥取縣	市	町	大字	種營業	印名氏
區	分	米	穀	現	在	高
自分ノ所	自分ノ米	石斗	白米	小計	粉	米
ニ在ル米	計	他 人 ノ 米				
他所ニ	自分ノ米					
在ル米	計					
他人名義ニテ 自分ノ管理米						

全ク取引済ノモノヲ記入ス)

政府買上米ハ之ヲ除クコト

「他所ニ在ル米」「自分ノ米」ト云フ欄ニハ自分ノ所ニ在ル米以外ノ自分ノ米即チ購入済ナルモ未ダ引取ラナイ米、他所ノ倉庫ニ預ケテ居ル米ヲ記入スルコト(但シ縣外ニアルモノハ除外スルコト)

六

「他人名義ニテ自己ノ管理米」ト云フ欄ニハ他所ノ倉庫ニ在ル米ニシテ現物ノ儘又ハ倉荷證券及ビ入庫票等他人名義ノ儘委託販賣具、他ノ目的ニテ自己ガ管理スルモノヲ記入スルコト

販賣ヲ營ム組合ノ農業倉庫ニシテ販賣部ノ所有米アル場合一組合ノ名義ニテ申告スルモノニシテ此ノ場合所有米ハ「自分ノ米」保管米ハ「他人ノ米」ト記入スルコト

八

本店、支店ニシテ他區域ニアル場合ニハ各別ニ申告スルモノトス

第四號 樣式

秘
米 穀 二 關 ス ル 倉 荷 證 券 申 告 書

所住	鳥取縣	市 郡	村 町	大字	種別	
自 己 所 有 米						印名氏
						販賣委託又ハ擔保等ニ因ル管理米

倉 庫 名	別類種	證券 ズ可キ カリ等 枚數	入庫 等 ヲ 票	俵 數
倉 庫 名	別類種	證券 ズ可キ カリ等 枚數	入庫 等 ヲ 票	俵 數
計				
計				

注意

一 倉庫名欄ニハ何郡、何倉庫ト記入スルコト

00263

二 種類別欄ニハ「粳、糯」「玄、白、糲」別ニ記入スルコト
 三 「自己所有米」欄ニハ倉荷證券(之ニ準ズ可キ入倉票、預リ證等ヲ含ム) 寄託者ガ他人名義
 ノモノト雖モ自己ノ所有ニ屬スルモノハ之ヲ記入スルコト・

告示

◆鳥取縣告示第三百七十七號
 產婆名簿登錄訂正者左ノ如シ

昭和十五年五月二十四日

鳥取縣知事 副見喬雄

住所 鳥取縣米子市岩倉町一〇七番地
 昭和十五年四月二十二日住所並開業地變更ニ依リ產婆
 名簿訂正方出願ニ對シ昭和十五年五月十四日訂正

山根

きみ

◆鳥取縣告示第三百七十八號
 漁船機關修理ノ爲岩美郡田後村ニ鳥取縣漁船機關修理工場ヲ設置ス
 昭和十五年五月二十四日

鳥取縣知事 副見喬雄

山

根

鳥取縣告示第三百七十九號

◆鳥取縣告示第三百七十九號
 左ノ通農事實行組合設立ノ届出アリタリ

昭和十五年五月二十四日

鳥取縣知事 副見喬雄

名

稱

事務所々在地

設立年月日

車尾共進農事實行組合	米子市	車尾	昭和十五年三月二十八日
車尾第六區同	同	同	三月二十六日
下中筋同	同	同	三月二十四日
車尾宮組同	同	同	三月二十九日
立三下黑坂町同	同	同	四月三日
高山梨原同	同	同	四月八日
岩西福原四軒屋同	同	同	四月十日
漆原同	同	同	四月三十一日
大謹訪同	同	同	五月八日

00270

下	上	菅	同					
津	森	濃	同					
河	下	坪	同					
福	東	市	同					
	下	同						
	三	同						
	柳	同						
	上	同						
	部	同						
	八	幅	同					

◆鳥取縣告示第三百八十號
繭生產費調查擔當繭絲調查員左ノ通囑託アリタリ
昭和十五年五月二十四日

田 煙 房 治	繭絲調査員氏名	繭絲調査員氏名	第六號	番號	擔當調查養蠶者	昭和十五年四月一日	備
			一		鳥取縣知事		國森秀雄應召 付其ノ補充

00271

◆鳥取縣告示第三百八十一號
左ノ溜池ハ今回其ノ公用ヲ廢止ス

昭和十五年五月二十四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

東伯郡安田村大字八幡字豆尻七三番地先及字清元田七四番地先並字東木ノ下七一番地先内溜池面積三反一畝十九步

昭和十五年五月二十四日

◆鳥取縣告示第三百八十二號
東伯郡東鄉村耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ
松崎村耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十五年五月二十四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第三百八十三號
東伯郡上鄉村倉坂耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十五年五月二十四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第三百八十四號
岩美郡成器村第二耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十五年五月二十四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第三百八十五號
岩美郡成器村第二耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十五年五月二十四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第三百八十五號

東伯郡天神野耕地整理組合長左ノ通選任ノ件認可セリ

昭和十五年五月二十四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

東伯郡東郷村大字田畠

組合長 益 田 傳 吉

◆鳥取縣告示第三百八十六號

昭和十五年五月鳥取縣令第四十號米穀ノ調査ニ關スル件第一條ニ依ル調査期日ヲ左ノ通定ム

昭和十五年五月二十四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

昭和十五年六月一日午前零時現在

◆鳥取縣告示第三百八十七號
價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル精麥ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十五年五月二十四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

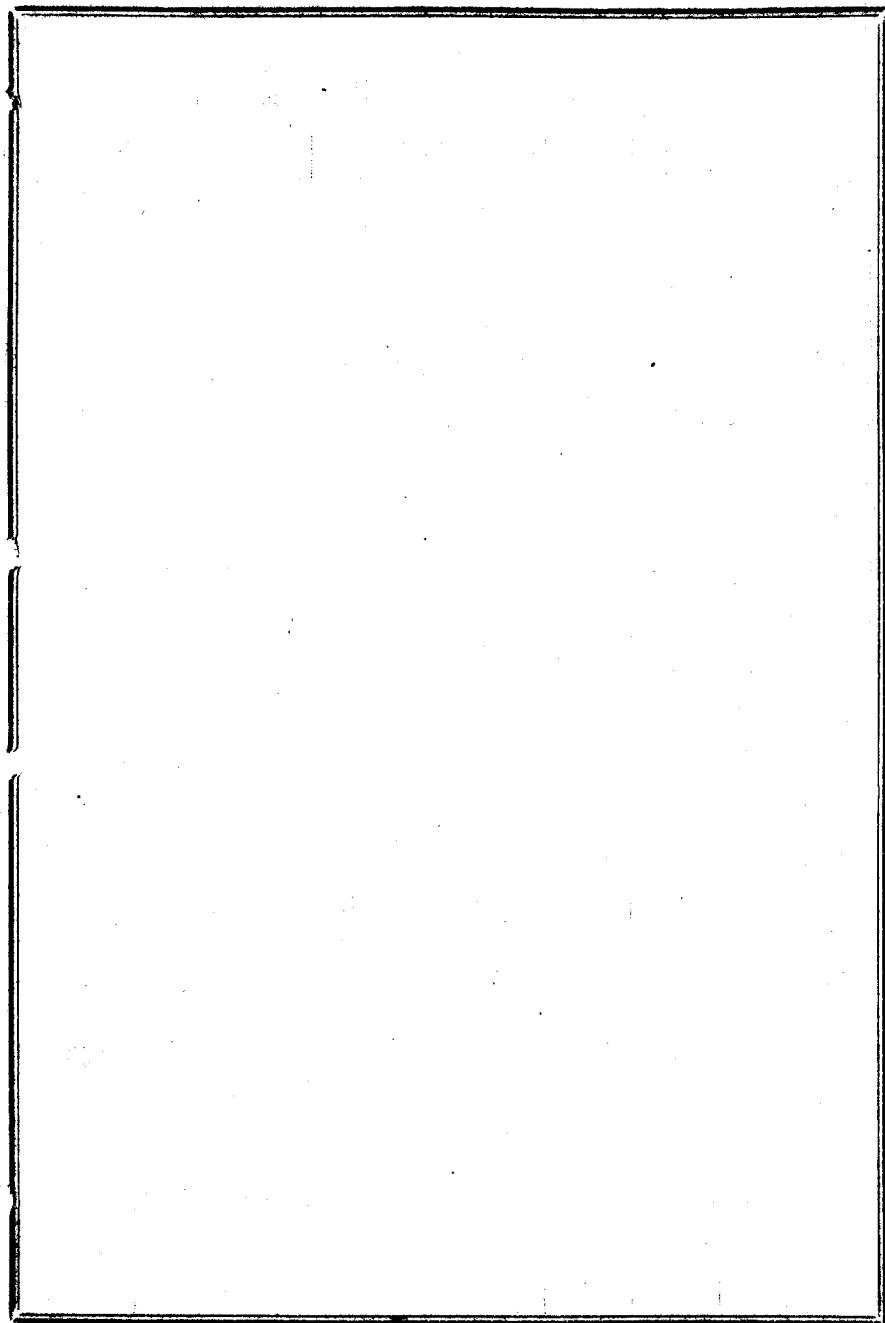
精麥販賣價格
一大麥ヲ原料トスルモノ

00273

種別	卸賣價格	小賣貯當價格	備考	一 小 賣 訂 價 格	
				二〇匁當(袋入)	五〇匁當(呎入)
押麥	四、四五	一一、二七	○、二三	○、二四	○、二四
丸麥	四、〇五	一〇、二七	○、二三	○、二三	○、二三
二 裸麥ヲ原料トスルモノ					
押麥	四、八五	一二、二七	○、二六		
挽割麥	四、六五	一一、七七	○、二五		
丸麥	四、四五	一一、二七	○、二四		

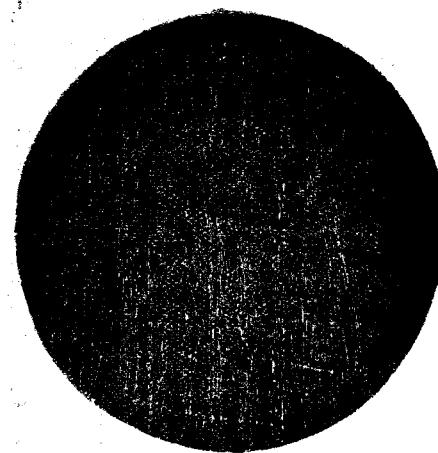
卸賣價格ハ賣主店先渡價格トシ、小賣價格ハ賣主店先渡又ハ最終持込價格トス

00274



00275

事變特報



彙

報

第五十五號

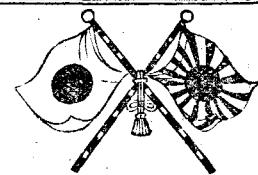
舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

00276

目次

- 海軍記念日に當り日本海々戦を偲ぶ……(社寺兵事課) 一七頁
 米穀應急措置法の改正……(規畫課) 二二頁
 昭和十五年度本縣增産計畫(三) ……(農產課) 二四頁
 戰時節米報國運動……(時局課) 三二頁
 臨時飼料資源開發事業に補助金交付……(耕地課) 三五頁
 商工業者や水產業者は満洲開拓民として不適當か……(社會課) 三八頁
 千代川廢川埋立地報國農場勤労奉仕作業(社會教育課) 三九頁
 彰忠館建設計畫……(社寺兵事課) 三八頁
 軍人援護會の學生寮……(社會課) 三九頁
 起てよ! 青年……(社會課) 四一頁
 滿蒙開拓青少年義勇軍指導員募集……(社會課) 四二頁

熱金貯ぶ結へ後銃ものもはつ



海軍記念日に當り

日本海々戦を偲ぶ

五月二十七日を以て日露戰爭の掉尾を飾つた日本海々戦から滿三十五年を迎へる。今や支那事變第四年光輝ある紀元二千六百年に當つて新東亞建設に着々堅固な工作を進めつゝある我帝國はこの榮ある海軍記念日を迎へて、日清役以來臥薪嘗膽世界最大強國の一たる露國を擊破し我國の世界に於ける地位を泰山の安さに置いた三十六年前を回想起するとき、轉た萬感禁じ得ないものがある。即ちこゝに當時の日本海々戦の大要を想起して、新東亞建設途上の吾人の覺悟の一助をしたい。

明治二十八年十一月、日清戰役の結果我版圖

に歸した遼東の山河を露國は獨佛と提携して清國に還附せしめた。當時帝國海軍は辛うじて清國に對抗し得る兵力を以て克く北洋水師を擊滅したのであつたが、如何にせん強力なる三國聯合艦隊を敵とすることは到底不可能であつたので、上明治天皇を始め奉り、我國民は涙を呑んでこれを還附せざるを得なかつたのであつた然るに露國は間もなく清國を籠絡して關東州の地を租借したのみならず、北清事變を利用するに及んで漸く撤兵を諾し、三期に分つて撤兵する旨を公約した。然しながら第二期撤兵の時期に至つて俄に其の態度を一變し前約を履行しないばかりでなく清國に對して更に新要求を提出し、加ふるに不穩の經營を鴨綠江の右岸に開始した。之が爲韓國の領土保全は侵迫せられる形勢となつたので、我帝國は三十六年八月露國との協商を開始したのであるが、根本主義に於て彼我

00277

00278

の間に甚しい懸隔があつた、め數次の折衝も效なく、三十七年一月十三日、正當なる我主張を具して露國の熟考を求めたにも拘らず、一月末に至るも猶確答期日すら指定して來なかつたばかりか、益々敏活なる軍事行動を試みるに至つた。誠意と忍耐とを以て極力平和の中に解決しようとする誠意を有しないことを看破したので三十七年二月五日、遂に同國に對して最後通牒を送ると同時に、大命は直に佐世保に集中せる東郷聯合艦隊に降下したのであつた。

かくて二月六日、萬一に備へてゐた我聯合艦隊は敢然として佐世保を出航し、敵の機先を制して旅順に仁川に疾風迅雷的に攻撃を開始し、爾後三回に亘る旅順港口の閉塞、八月十日の黃海々戦、同十四日の蔚山沖の海戦等に依つて露國の東洋艦隊は殆ど再び起ち得ない程の打撃を受け、十二月六日二〇三高地の奪取によつて旅順口は其の死命を制せられ、三十八年一月旅順口の陥落と共に多年東洋に雄飛してゐた露國の

艦隊は事實上全滅に歸したのであつた。之より先露國に於ては開戦と同時に夙に極東に艦隊を増派する計畫を有してゐたけれども、バルチック海方面は恰も結冰期であつたためその解氷を待ち、三十七年四月三十日至つて海軍司令部長侍從武官ロヂエストウエンスキー中將を司令長官に任命し、着々準備を進めて太平洋第二艦隊の編成を終り、十月十五日リボウ軍港を出發して萬里東征の門出についた。そして十一月三日タンデールに入り、隊を二分して主隊はロ長官自ら率ひて喜望峰を迂回し、枝隊はスエズを經て共にマダガスカル島に向ひ中途旅順口陥落の報を耳にしつゝ、一月九日ノシベ島锚地に於て合したのであつた。

一方露國の軍事當局は、旅順陥落の結果增遣艦隊の東進繼續を躊躇してゐたが、遂に海上の勢力を挽回して我が野戰軍の連絡を遮断せんとするに決し、三月十六日、四十五隻より成る敵の主隊はカムラン湾に向つてノシベを出港し、且つネボカトフ少將の率ゐる三隻の第三艦隊も既に二

00279

月十五日リボウを出發して刻々東洋の近海に近づいてゐた。

我が海軍は敵東洋艦隊の擊滅と共に作戦上一段落を告げたので、更に之等遠來の新敵艦隊を邀撃するため、先づ以て艦隊の修理に着手することとなり、一部を必要なる方面に残して各隊は交々内地に歸還し、或は艦底の蠣殻を剥ぎ、或は大砲の整度を檢し、或は機關を分解し、或は汽罐を検査する等再び華々しき戰闘をなし得る程度にまで其の勢力を回復すると共に、逐次鎮海灣に集合して日夕射撃其の他の訓練に從事してゐた。

敵は四月五日マラッカ海峽に入り、十二日カムラン湾に到着し、軍令部の命によつて後續艦隊の來着を待つこと一ヶ月、五月九日カムラン湾の北四十餘浬に在るヴァン・ホン湾に於てこれと合して五月十四日愈々航進を開始し、臺灣の南方より八重山列島の東方を迂回して二十五日には上海の沖合に達し、一部の運送船を上海に放ちてロ提督は總艦隊三十八隻を率ゐ、二十

七日正午を以て朝鮮海峽の中央を航過すべく艦隊行動を豫定して、二十六日正午には濟州島の南約六十浬附近に於て約四時間の艦隊運動を行ひ、警戒を嚴にして朝鮮海峽に向ひ舳艤相唧んで北上して來た。

我が艦隊首腦部では、沈着嚴の如き東郷司令長官を始め、冷靜水の如き加藤參謀長や智謀神の如き秋山參謀などが、上村・片岡・出羽・三須・瓜生・島村・東郷・武富・山田・小倉等の名將と共により／＼軍議を凝され、かの有名なる七段備への戰法を以て細密なる配備の下に對馬海峽を扼したのである。第三、第四、第五、第六、第七艦隊は、或は對馬附近に或は五島附近に、假裝巡洋艦數隻は遠く海峽の西方に出動して専ら哨戒に從事し、主力たる第一第二艦隊は鎮海灣附近にあつて敵の北上に備へてゐた。炭水は満載せられ砲機は整備せられ、將士の意氣はいやが上にも高潮しきつてゐた。かくて五月二十六夜は過ぎて愈々世界の海戦史上に特筆大書せらるべき大海戦日たる五月二十七日とはなつたの

である。

午前四時四十五分、哨艦信濃丸は「敵艦見ゆ」の警報を發し、我が主力艦隊の鎮海灣出動午前六時、午後一時過ぎ沖の島北方に達し、一時三十九分南西遙かの水平線上に敵艦隊發見、幕僚を率ゐて三笠の最上艦橋に立たれた東郷長官の双眼鏡裡には、三笠の南々西約七浬に二列縱陣の敵艦隊が、右翼列の先頭にはボロヂノ型戦艦四隻より成る一隊を置き、左翼列にはオスラビヤシソイヴエリキー、ナワリン、ナヒモフの四隻より成る一隊を先頭に位置せしめ、其の後方にはニコライ一世外三十隻の艦船が數浬に亘り連綿として續航して來るのが映じ出されたのであつた。一時五十五分、旗艦三笠の檣頭に一旒の信号旗がスラ～と掲げられた。之ぞ有名なる「皇國の興廢此一戦に在り、各員一層奮勵努力せよ」との信号である。

然り、眞に皇國の興廢は此の一戦に在るのである。兩艦隊の雌雄を一舉に決すべき所謂決戦である。皇國の存亡を賭する一六勝負である。

我が艦隊にして敗れんか、東亞の海上權は敵手に落ちるのである。其の曉に於ては我が沿岸は敵の封鎖を受け、東洋の海面は敵の勢力圏内に入るのであつて、朝鮮との交通も不可能となり満洲軍との連絡も斷たれるのである。其の後の満洲作戦は如何なる悲惨な結果となるであらうか、思ふだに屑に粟を生せざるを得ない。國民生活の必需品をはじめ諸産業の原料品に至るまで、海外からの輸入は一切杜絶するのである國民が如何に地團太踏んでも及ばないのは、我が海上の武力が衰へて東洋の海上權を失つた場合の我が國家の窮乏である。之は過去も現在も將來も、我が國民にとつては平戦時を通じて忘るべからざる大問題である。此の時此の際全艦隊を率ゐて此の大任に當つた東郷長官の胸中を推察する時、誰か一掬の涙なきを得るであらうか。全艦隊の將卒は此の信号を仰ぎ見て肅然として戰慄を覺ゆるまでの感激に打たれた。信号兵はつぶれよとばかり喇叭を握りしめる。砲員は碎けよとばかり砲弾を抱きしめた。石炭をくべる

十能は破れよとばかり舞ひはじめる。汽罐は真紅に燃え、機械はうなりを生じて廻轉する。將卒の眦は裂けんばかり、噛みしめた唇からは血が滴らんばかり、満艦の將士肅として聲なく、たゞ燃ゆるが如き眼と眼を見合せて、殪れてやまぬの大覺悟が、心から心へ傳はるのみ、悲壯勇烈の氣は既に敵を壓倒するのであつた。

これより展開された壯絶無比な海戦の状況は他に譲る。(昨年五月二十六日發行本報第五號に秋山參謀の御前講演等掲載)二十七日の夕までに行はれた沖の島附近の決戦によつて敵は完膚なきまでに破碎せられ、同夜行はれた驅逐隊及び水雷艇隊の強襲、翌朝浦鹽斯徳に遁入しようとした敗竄艦隊を鬱陵島附近に擊滅した追撃戦によつて、遂に三十八隻の敵艦隊中十九隻は撃沈せられ、五隻は捕獲せられ二隻は抑留せられ、其の他のものは或は中立國に入り武装を解き、或は擱岸破壊沈没し、浦鹽に入つたものは僅かに巡洋艦一隻と驅逐艦二隻とに過ぎなかつたのみならず、敵將ロジエストウエンスキー以下六千百

餘名の將卒は俘虜となり其の死傷は四千五百餘名に達したのであつたが之に對して我が軍は戦死傷七百餘名と水雷艇三隻の沈没を見たに過ぎなかつた。寔に我が艦隊の大勝は千古無比であつたのである。

かくて敵の第二、第三艦隊は全く撃滅せられ露國の全艦隊は殲滅せられて我が近海の海上權は完全に我が手中に入り、國民の生命財産は勿論、海外との交通貿易も満洲軍との後方連絡も安全となり、遂に日露戰役を終結せしむるに至つたのであつた。今にして當年の状況を回顧し眞に萬感胸に迫つて唯涙あるのみである。

星移り物變りこゝに歲月を閱すること三十有五年、我が國は今や世界の強大國として列國を睥睨し、國際聯盟を脱し華府條約を廢棄して世界に獨徃の地歩を占め、毅然として東洋永遠の和平建設の聖業を進めてゐるのであるが、顧みれば列國の野望と嫉視は頗る大なるものがあり、たましく歐洲今次の動亂は一時歐米の爪牙を彼の地に拘束してはゐるが、一度び後顧の憂ひが

00282

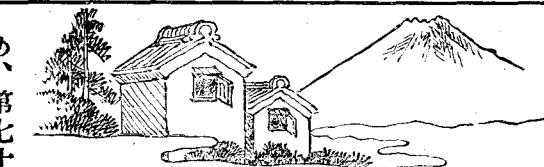
止んだならば再び東亞に貪婪の魔手が到ることを豫期しなければならない。此所に第三十五回海軍記念日を迎ふるに當り、吾々は日露戰役當克く堪えてこの大業を成した先人の偉業を偲ぶと共に、刻下の大難に直面する吾人の覺悟を一層鞏うして、堅忍持久決然として難局を開きし この曠古の大業完成の聖業を翼賛する「御民われ」としての重責と榮譽を全うしなければならないことを痛感する次第である。

×

×

×

政府はさきに昭和十二年法律第九十號をもつて米穀の應急措置に關する法律を制定して、軍用米の供給と政府所有米を充實するのに必要な規定を設けて事變下における食糧政策の遂行上遺憾なきを期したのであつたが、その後に於ける米穀事情は複雜化し、變化したのに對應するため、第七十五帝國議會に米穀の應急措置に關する法律中改正法律案を提出し、すでにその協賛を経て去る三月二十三日、昭和十五年法律第三號として公布され、公布の日から直に施行せられたのである。



米穀應急措置法の改正

00283

に於ては内外地に亘り米穀を初めとして麥類その他食糧農産物の増産のため出來得る限りの施設を講じ、生産者方面に於ても之に對應して種々不利なる條件を克服して極力その生産の増加に努力して來たのであるが、昨年米作は内地に於ては西部地方に廣範圍な旱害があつたにも拘らず、その他の地方の作柄が良好であつたために全体としては幸ひ計畫以上の増産を見ることが出來たのである。

然るに朝鮮では中南部に於ける異状なる旱魃の結果米作は著しい減收を示し、結局に於て内地を通すれば米穀の需給關係は相當窮屈になつたのである。ここに於て政府は酒造米の節減米穀の掲精度の低下等消費の方策を講ずると共に、他方外米の輸入をばかり銳意供給の確保につとめて來たのであるが、上述のやうに朝鮮米の不作の結果その内地移入數量が非常に窮屈となつたことと、また旱害のため西部地方における米穀の需給狀況に相當の混亂と變化を來したこと、その他戰時体制下における諸般の經濟事

情の影響などにより米穀の配給は容易に樂觀を許さない實情に置かれてゐるのである。政府としてはかうした實情に即應して必要量の米穀の買入をなし得ることとし、そして政府所有米の充質をはかると共に、必要な地方に賣渡すことによつて、國內全体の米の配給を圓滑にすることが極めて緊要なことと認められるのである。また現下の食糧需給の實績に鑑みると、米穀の配給を調整するためには單に米穀のみに止まらず、これと密接な關係を有する麥類その他の穀物及び穀粉に付ても必要な範圍で、その買入及び賣渡しをなし得る途を開くことが必要と考へられるのである。

そこで政府はさきに制定した米穀の應急措置に關する法律に對し適當な改正を加ふることとしたのであるが、その改正の要點とする所は、第一に政府が米穀の配給上特に必要ありと認むる場合に米穀の買入、賣渡しをなし得る途を拓いた點である。前述のやうに現下の米穀事情に對應して配給の圓滑を圖るために政府が米

00284

穀を買入れてこれを必要な地方に供給し、或はまた出廻期に買入れた米穀を出廻期以後に於て賣渡す等の措置をとる必要があると考へられるが、改正前の法の第二條においては政府が買入れできるのは米價が米穀統制法に依る標準最高價格の一定割合以下の場合に限られてゐるため現在のやうに米價が標準最高價格と同一に接してゐる場合は買入を行ひ得ないといふ事情にあつた。そこで今度の改正では、かう云ふ制限をなくして時價に準據して定めた價格で買入れをなし得ることとしたのである。

第二は米穀の配給上特に必要ある場合に於ては、米穀以外の穀物及び穀粉の買入れ及び賣渡しをもなし得ることとした點である。これに依つて政府は麥類その他雜穀類を買入れて必要な地方に供給し、これによつて米穀の出廻りを促進させ、又は混食、代用食等の實行を容易ならしめる等の措置を講する途が拓かれたのである。而してこの場合の買入れ及び賣渡しの價格も時價に準據して定められることとなつてゐる。



昭和十五年度 本縣增產計畫

〔二〕

(三) 甘諸・馬鈴薯

時局の推移と共に政府の無水アルコール原料甘諸及び馬鈴薯は愈々重大性を加へ、之が原料としての需要は著しく増大し、更に食糧問題其

の他工業用原料としての需要も亦増大して之が急速なる増産が強く要請せられて居るに鑑み、本縣に於ても之が増産を圖つて無水アルコール

原料の供出確保を期すると共に、食用・各種工業原料用並びに飼料等の配給に遺憾の無いやう努力することとなつた。

昭和十五年度甘諸増產計畫

郡市名	生産基準數量	增產供給計畫數量	生産目標	作付反別	反當收量
鳥取市	四七、二〇四	二二、六九六	六九、九〇〇	一五、〇	四六六
米子市	二九八、三四〇	四二、三四〇	三四〇、六八〇	六八、〇	五〇一
岩美郡	二七〇、一五三	一〇七、八四七	三七八、〇〇〇	一二〇、〇	三一五
八頭郡	二四二、八七九	二三七、二四一	四七〇、一一〇	一六一、〇	二九二
氣高郡	七〇二、四二六	三六五、五七四	一、〇六八、〇〇〇	三〇〇、〇	三七九
東伯郡	一、二〇八、三六一	五三五、〇三九	一、七四三、四〇〇	四六〇、〇	三五六
西伯郡	二、〇三六、四六〇	五九二、六四〇	二、六二九、一〇〇	六一〇、〇	四三一
日野郡	一九一、四八五	一四七、二三五	三三八、七二〇	一一六、〇	二九二
計	四、九九七、三〇八	二、〇四〇、六一二	七、〇三七、九二〇	一、八五〇、〇	三八〇

昭和十五年度馬鈴薯增產計畫

郡市名	生産基準數量	增產供給計畫數量	生産目標	作付反別	反當收量
鳥取市	四七、二〇四	二二、六九六	六九、九〇〇	一五、〇	四六六
米子市	二九八、三四〇	四二、三四〇	三四〇、六八〇	六八、〇	五〇一
岩美郡	二七〇、一五三	一〇七、八四七	三七八、〇〇〇	一二〇、〇	三一五
八頭郡	二四二、八七九	二三七、二四一	四七〇、一一〇	一六一、〇	二九二
氣高郡	七〇二、四二六	三六五、五七四	一、〇六八、〇〇〇	三〇〇、〇	三七九
東伯郡	一、二〇八、三六一	五三五、〇三九	一、七四三、四〇〇	四六〇、〇	三五六
西伯郡	二、〇三六、四六〇	五九二、六四〇	二、六二九、一〇〇	六一〇、〇	四三一
日野郡	一九一、四八五	一四七、二三五	三三八、七二〇	一一六、〇	二九二
計	四、九九七、三〇八	二、〇四〇、六一二	七、〇三七、九二〇	一、八五〇、〇	三八〇

郡市名	生産基準數量	増產計畫數量	作付反別	反當數量
鳥取市	一〇五、五〇〇	二一、一	町	五〇〇貫
米子市	一一九、〇三五	二二、五	一	五二九
岩美郡	三三五、三八四	九〇、四	一	三七一
東氣郡	三八八、一六八	九六、八	一	三四二
西日野郡	三八二、三三二	九〇、六	二	四〇一
伯高郡	三四一、一一二	七三、二	二	四二二
伯郡	一〇八、三八八	三四、三	二	四六六
計	二、二四〇、五八三	五六三、六	二	三一六
			町	三九八

1 増產施設
種苗育成其の他研究事業獎勵

農林省指定の道府縣農事試驗場をして優良品種の育成配布、栽培法の研究、品種の地方適否選定等の試験研究に當らしめる。

2 優良種苗の配給事業獎勵
農事試驗場をして優良品種の原種圃を、市町村農會又は農事實行組合等をして採種圃を經營せしめ、生産種苗の配給をなさしめる。

3 實地指導地設置獎勵

實地指導地を設置せしめ、技術的並に經營的方面の改善に付て周到なる實地指導を行ふと共に、其の成績を通じて一般農家を誘導させる。

4 配給幹旋獎勵

縣農會に獎勵金を交付して生産物の納入等に關する指導幹旋に當らせる。

5 增收競作獎勵

縣農會をして增收競作會を開催させる。

6 同育苗圃設置獎勵

町村農會等をして共同育苗圃を經營せしめ、生産者に對し苗を配給させて之に對し助成をする。

7 共同育苗圃設置獎勵

事變に依る軍需麻製品の增加、輸入麻類の減退等によつて麻類纖維の需給は著しく均衡を失し、國內補給を最も急務とするの現狀に鑑み、政府は本年度に於ても各種麻類の増殖を圖ることに配給統制を強化し、徹底的に需給の圓滑を期することと成つた。依つて本縣でも次のやうな増產を計畫してゐる。

郡別	昭和十四年度	昭和十五年度	栽培面積	播种面積	生産量	繊維量
岩美郡	二、〇	二、〇	昭和十四年	昭和十五年	二、〇	一、二〇〇
町	一	一	一	一	一	一
总计	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇

00289

八氣頭郡	一、九〇	四、〇〇	五、九〇	四、六八〇
東伯郡	一、八〇	二、〇〇	一、八〇	一、九二〇
西伯郡	一、八〇	二、〇〇	二、二〇	一、五六〇
日野郡	一、八〇	一〇、〇	一一、八〇	一、四四〇
計	二三、三〇	三〇、〇	四三、三〇	八、一六〇

備考 本年度増産面積は全部購入苗に依るものであつて、熊本縣から配給を受けることになり、價格は發驛渡百斤十三圓である。

(反當二百斤を要する)

郡市別	栽培面積(昭和十一年度)	増殖割當面積(昭和十一年度)	栽培面積(昭和十五年度)	同上穀類割當數量(每麻三換算)
鳥取市	一〇、二〇	六、七〇	一〇、五〇	四二五斤
鳥取郡	一〇、二〇	四、四〇	一〇、五〇	四二五斤
米子市	一〇、二〇	四、四〇	一〇、七〇	四二五斤
米子郡	一〇、二〇	四、四〇	一〇、七〇	四二五斤
岩美郡	一〇、二〇	四、四〇	一〇、七〇	四二五斤
高伯郡	一〇、二〇	四、四〇	一〇、七〇	四二五斤
野伯郡	一〇、二〇	四、四〇	一〇、七〇	四二五斤
東高郡	一〇、二〇	四、四〇	一〇、七〇	四二五斤
計	二一、三〇	三五、一〇五	九、〇九五	四二五斤

氣東西日計	〇、一〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、一九〇
野伯郡	〇、一〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、一九〇
伯郡	〇、一〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、一九〇
高郡	〇、一〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、一九〇
計	三、五〇	七、五〇	六、三七五	三五、一〇五

增產施設

一、苧麻

1 種苗育成其の他研究事業獎勵

優良品種の育成、栽培並に纖維調製方法の改

良に關し研究を行ふ。

2 優良品種の配給事業獎勵

栽培者の團體に對し、苧麻苗購入費に助成す

る。

3 莧麻纖維調製機設置獎勵

栽培者の團體に對し、調整機購入費に助成す

る。

4 實地指導獎勵

獎勵金を交付し、實地指導地を設置させる。

二、大麻

1 增加面積に於ける種子購入費に對して助成する。

(五) 飼料用玉蜀黍

政府に於ては現下の飼料逼迫に對處するため、國內自給による供給計畫を樹て、本年度に於ても飼料用玉蜀黍の増殖を企圖して各縣に對し増殖割當を行つた。依つて本縣に於ても之に順應して左記計畫により増産することとした。

昭和十五年度飼料用玉蜀黍增殖割當

鳥取縣公報

第千百卅三號 昭和十五年五月廿四日

(第三種郵便物認可)

三〇

郡市別	昭和十四年栽培面積	昭和十五年增殖割當面積	昭和十五年栽培面積	昭和十五年割當面積	昭和十五年上生産量	實地指導地
鳥取市	○、二	○、五	一、一	一、一	○、六	○、三
子市	一、二	一、四	一、一	一、一	○、六	○、三
岩頭郡	一、五	二、四	二、四	二、四	四四、○	○、六
氣高郡	一三、三	三、○	一四、一	一四、一	八八、○	○、六
東野郡	一七、一	二、五	四九、二	四九、二	四四、○	○、六
西伯郡	七、○	七、○	三〇、○	三〇、○	五、三	○、三
東伯郡	二〇、三	四〇、六	七九、二	七九、二	五、一	○、一
西伯郡	四二、一	四八二、○	一、一	一、一	一、一	○、一
東伯郡	五、三	五、三	五、三	五、三	一、一	○、一
西伯郡	六、○	六、○	六、○	六、○	一、一	○、一
東伯郡	二〇、○	二〇、○	二〇、○	二〇、○	一、一	○、一

- 1 増產施設
2 原種圃設置
3 採種圃設置
4 實地指導地設置助成



戰時節米報國運動

事變下に於ける米穀の増産を確保し、之が消費節約を勵行して其の需給調節を圖り、以て長期戦下に於ける軍並に國民食糧に些の不安なからしめるのは刻下の急務である。

依つて縣では右の趣旨に鑑み、全縣民に對し

節米の趣旨を徹底せしめ、其の實踐を期して所期の目的を達成する爲、次の方法に依り戰時下節米的一大報國運動を展開することとなつた。

一、實施事項

(一) 一般的節米方法

節米の目標を一割以上とし、一般家庭、會社工場、礦山、學校寄宿舎等に於ては必ず左記各項目の實行を期すること。

(A) 共通實踐項目

(イ) 七分搗米(胚芽米を含む)の常用

白米食は絶対に廢止して七分搗米を必ず

常用すること。

昨年十二月一日より七分搗米を實施されることになつてゐるのであるが、自家用が許されてゐるためか、未だ徹底を欠ぐ向があるやうである、法に觸れる觸れないといふやうな事は此の際間ふ所でないお國の實情からいつて是非必要となれば一切を忍んで率先實施してこそ大國民といふべきである。

(ロ) 完全咀嚼の勵行

食事に際しては適量を攝取して完全咀嚼に努めると共に、所謂腹八分目を勵行すること。日本位胃腸病患者の多い國はないと云はれてゐる。よく噛むことにより栄養を充分ならしめ少量で事を足し胃腸病を征服し得るとせば正に一石三鳥といふべきである。

(ハ) 無駄米の排除

淘き方を輕度にして米の消耗及び流出米を極力防止し、炊き方に留意すると共に

00292

00293

に残飯の處理に意を注ぎ、一粒の米と雖も無駄にせざるやう注意すること。如何に七分搗米でも淘ぎ方を輕くしないと精白になるのです、軽く淘いで水加減を充分にするやうに注意すべきである。

(二) 飯米以外の米使用の抑制

飯米以外に米を使用せざるやう極力抑制に努めること。

(B) 選擇實踐項目

左の各項の中必ず一項目を選択實踐すること

(イ) 混食の勵行

麥・雜穀・豆類・甘薯・馬鈴薯・野菜等の混食を勵行すること。

(ロ) 代用食の勵行

餛飩・蕎麥・團子・パン等の代用食を可及的勵行すること。

(ハ) 雜炊・粥食の勵行

保健並に業務上支障なき一定の階層に於ては一日一回の雜炊・粥食を勵行すること。

(二) 食堂、驛賣辨當、旅館、料理店、飲食店等の特殊節米方法

節米の目標を二割以上として左記各項目の實行を期すること。

(イ) 飯米は必ず七分搗とし、之に麥を一割五分以上必ず混入すること。

(ロ) 主食(飯)と副食物との分賣を實行すること。

(ハ) 主食には大小の別を設け極力飯米の無駄を防止すること。

(ニ) 麵類、パン等の代用食を併賣すること。

(ホ) 献立品目を極力制限し現物の見本の陳列を廢止すること。

(三) 官公署、學校、會社、銀行、工場等の特殊節米方法

官公署、學校、會社、銀行、工場等の勤務者は晝食に極力餛飩、蕎麥、パン等の代用食を勵行すること。

二、實行方策

(一) 各市町村に於ては市町村別又は町内、部落別に實情に適したる一割以上の節米實行計畫

を樹立し部落各種團體の協力を得て之が實行に努めること。

(二) 會社、工場、礦山、學校寄宿舎等に於ては事業主又は管理者に於て實情に適したる節米方法を樹立し、責任を以て必ず一割以上の節米を實行すること。

(三) 飯堂、旅館、料理店、飲食店等に於ては各警察署毎の組合に於て、實情に適したる節米申合せを決議して一齊に實行すること。

(四) 縣内米穀小賣商は、米穀の販賣に當り、必ず米一斗に付麥二升の割合に混入販賣するやう組合に於て申合せ決議して一齊に實行すること。

四、徹底方法

- (一) 市町村に於ては常會を利用し、之が趣旨並に實行方法の徹底を期すること。
- (二) 市町村内に於ける學校、青年團、婦人會、

臨時飼料資源開發事業に

補助金交付

時局の進展に伴つて飼料増産が益々重要となつて來たので、縣ではこれが獎勵の爲臨時飼料資源の開發事業に對して補助金を交付すること。

となつた。

補助金は空閑地・荒蕪地・河川や廢川の敷地・山林・原野等を報國的勤勞に依つて開發を行ふ

青年團・學校・市町村農會・農事實行組合・畜牛改良組合・養鶏組合・婦人會・處女會・會社・工場・其他知事の適當と認むる團體に對して交付するものであつて、補助金は開發地積一反歩當平均

三十六圓以内に於て實地調査の上交付するのであるが、別に國家又は縣から獎勵金・補助金或是助成金を受けてこの事業をすものに對しては交付せられない。

補助金の交付を受けようとする團體は所定の様式(市町村役場にあり)により、事業計畫書を添付して「臨時飼料資源開發事業補助申請」書を事業經營主体の所在する市町村役場を經由して知事宛に提出することになつてゐる。補助金を交付すべきものと認めた場合には縣から指令書を交付する。

尙左の各號の一に該當するときは補助指令を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一

部の返還を命ずることがある。

1 補助取扱要項又はこれに基いて發する命令に違反し、其の他不正の行為ありと認めるとき。

2 補助金交付の條件に違反したとき。

3 事業の方法が不適當であると認めたとき。



商工業者や水産業者は 満洲開拓民として 不適當か

支那事變勃發以來、殊に最近の情勢に於ては都市と云はず農村と云はず一面異常な好景氣を現出してゐるが、此の景氣が果して眞の景氣であり、又永續性を持つものであるかどうかと云ふことに付ては何人も考へる所である。

即ち第一次世界大戰の際、我國に齋らされたあの景氣あの殷盛は我國に於ける凡ゆる物資が

高價を呼び、之等交戰國に續々輸出されて外貨が流れ込んで眞の景氣殷盛であつたのであるが現在のそれは何等謳歌し稱ふべき根據の何物をも見出しえない。謂はば事變下に於ける變態的な景氣である。

而も現狀に於ては眞の景氣であるなしに拘らず、又其の永續性の如何を問はず少くも經濟的には惠まれつゝあるものがある。一面各種業者中特に中小商工業者の中には事變以來營業の縮少を餘儀なくされて經濟の困窮逼迫を來し、其の前途に對しても希望を失つてゐる者も少からずあるであらう。

斯うした農業に經驗の薄い人達が他に方途を見出しえないとした場合、滿洲農業開拓民として不適當あるかと云ふことは其の人の決心覺悟と身體の壯健如何にあるのである。

即ち唯金錢の收得をのみ念願することなく、農業の本質を辨へて一家生活の安定を希望するの覺悟であれば、耕地は廣く、殊に内地農業經營には絶對必要な肥料知識が不要であり、又開

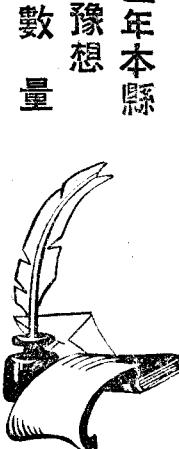
00295

00294

拓團經營の實情から自奮共屬共に伸びて行く状態から見て、内地の農業者に轉向して見ても希望は更に持てないが、滿洲農業である限り其の決心覺悟一つで其の前途に希望を抱き得ることは確實であるから、身體壯健で意思堅固の者であればドシ／＼應募して新天地の開拓に奮闘されたい。

昭和十五年本縣

春蠶掃立豫想



數量

本縣に於ける昭和十五年四月末日現在の春蠶豫想掃立數量は、白繭種六十三萬五千六百二十グラム、黃繭種五千六十グラムで、總數が六十四萬六百八十グラムとなつてゐて、之を前年の同期掃立數量百二萬二千二百グラムに較べると實に三十八萬一千五百二十グラム(三割七分三

厘)、又前五ヶ年平均同期掃立實數量九十六萬九千八百十九グラムに比すれば、三十二萬九千三百三十九グラム(三割三分九厘)と云ふ大減少を示してゐる。

以上の如き豫想掃立數量の大減少を見たのは

都市別	豫想掃立數量		前年春蠶掃立實數量	前年掃立數量 に比し増減△減
	白蘭種	黃蘭種		
鳥取市	八、〇六〇	一	二、〇五〇△	三、九九(
米子市	二八、五四一	一	二八、五四一	一七、九四五
岩美郡	一九、七三九	一	一九、七三九	一九、七三九
八頭郡	一一八、一〇五	一	一一八、一〇五	一一八、一〇五
氣高郡	五一、一六〇	一	五一、一六〇	五一、一六〇
東伯郡	二二七、〇二二	一	二二七、〇二二	二二七、〇二二
西伯郡	一六七、一四五	一	一六七、一四五	一六七、一四五
日野郡	一五、八四八	一	一五、八四八	一五、八四八
計	六三五、六二〇	五、〇六〇	六四〇、六八〇	六三五、六二〇

前年中の旱害に依つて桑樹の被害が甚大であつたため、桑葉の減收を見越して掃立を手控へたに依るものである。

尙ほ之を都市別に記すと次の通りである。

千代川廢川埋立地

報國農場

勤労奉仕作業



麥、小麥が植栽せられて立派に生育しつゝある。今年の開墾地はその北方千代川口寄りの廢川地であつて總面積五千九百八十六坪(二町九反九畝十四步)栽培作物は甘藷千九百八十七坪、玉蜀黍二千五百七十八坪、陸稻千四百二十一坪、其の内譯は次の如くである。

時局の進展に伴ふ農產物增産の政府國策に順應して、本縣では去る五月十八日土曜日縣廳職員・鳥取市内各中等學校職員生徒を動員して千代川廢川埋立地報國農場に開墾植付作業を實施した。

昨年の同埋立地二町二反歩餘の開墾栽培は、縣下全般に亘る大旱魃にも拘らず非常なる好成績を收め、酒精原料甘藷一萬八千八百餘貫(牛諸)の收穫を得たのであつたが、この開墾地は其の後氣高郡千代水村長、鳥取市田島農事實行組合田島國防婦人會支部に分割貸與せられて目下大

培養者	人員	栽培作物	栽培面積	種苗量	要
縣廳	二〇〇名	甘玉蜀黍	二〇〇坪	四、〇〇升	
師範	三〇六	玉蜀黍	五六五	六、五升	
一中	一、〇〇	甘玉蜀黍	九〇	一、二〇升	
二中	四五〇	玉蜀黍	四二	一、一七〇升	
鳥工	一六〇	玉蜀黍	九〇	一、一七〇升	
鳥商	五〇〇	甘玉蜀黍	七一〇	一、一七〇升	
市女	五〇〇	甘	九〇	一、一七〇升	
鳥女	九五〇	甘	九〇	一、一七〇升	

家政

三五〇 同 二九〇 三、八〇〇

計	四・五一六	甘 諸 一、九八七	二六、〇〇本
陸	玉 獅 二、五七八	泰 三〇升	
	稻 一、四二一		二〇升

當日副見知事以下縣廳職員等餘名市内各中等

學校職員生徒約四千餘名は若葉風薰る千代川廢

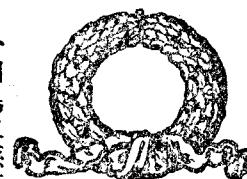
川埋立地に集合、宮城遙拜默禱の後國策による

報國農場勤労作業の意義、中等學校生徒の心身

鍛錬等について訓示があり、終つて一同荒蕪地開墾作業にあたり、作條施肥畦立播種植付を終つて夕方に至り全作業を終り、國策に協力し得る喜びを満喫して引上げたのであつた。今後夏秋に亘る作物管理に就ては各自その執務或は勉學の餘暇を以て遺憾なきを期するわけである。

尚この報國農場勤労作業は縣下全般に亘り實施せられる筈であつて、米子方面では五月二十二日米子中學一千名、商蠶學校四百五十名、米子高女八百七十名、同二十七日には工業學校四百二十名、淑德高女四百名、計三千百四十名によつて皆生競馬場跡地一町四一五反歩に對して

甘諸植付が實施せられることになつてゐる。



彰忠館建設計畫

今回鳥取縣護國神社を造營するに際して同神社境内地に彰忠館を建設し、戊申以來數次の戰役事變に殉節せられたる縣下戰歿勇士の遺影、遺墨、遺品並に戦役事變に關する記念物等を陳列して一般參拜者の觀覽に供し、以て先人諸勇士の偉勳を偲び、感謝の意を表することは國民精神作興上に裨益するところ甚大なるものがあるに鑑み、縣では先般鳥取縣護國神社造營期成會評議員會の賛同を得て目下該館の建設進捗中である。

依つて縣では左記品目を縣下各市町村長、小學校長、青年學校長等に對し六月十日までに調

査報告方を依頼することになつた。

一、戊申以來數次の戰役事變に於ける殉國勇士の遺影、遺墨、遺品

一、戰役事變に關する前項以外の記念物

一、國防思想の普及涵養上必要なる資料

とします。

(給費生とは公務に基因して死歿した軍人軍屬の遺子、傷痍軍人の子の中男子であつて高等専門學校以上の學校に在學中の者で同會より學資の補助をして居る者)

2 中等學校（夜間學校及び中等學校の補習科を除く）在學中の男子で寮所在地に家庭を有せず、入寮を希望する者の中から次の條項に依つて選定します。

イ 海外に勤務してゐる現役軍人の子。

ハ 恩給法施行令第二十四條第七項症（増加恩給の資格者）以上の傷痍軍人の子。

二、寮則抄錄

恩賜財團軍人援護會

では學生寮を東京、京都及び大阪に設け、各所在地の學校に在學中にし

て左記の資格ある學生を收容して家庭的溫情の下に指導監督し、寮生の心身を修練し、人格の陶冶に努め、以て修學の完璧を期しつゝありますから、該當の皆様は利用して下さい。

一、入寮者の資格

1 軍人援護會の給費生は凡て入寮するを本旨



軍人援護會の學生寮

但し寝具其の他修學上必要な用具は自辨で

00300

す。

3 現役軍人が海外から歸國し、若くは保護者が寮の所在地内に家庭を營むに至つた場合は退寮せしめるを本旨とします。

4 在寮中は食料實費（現在一ヶ月十六圓）を寮長宛に前月二十八日迄に前納することになつてゐます。

三、入寮手續

入寮志願者は「東京市牛込區原町三丁目八番地恩賜軍人援護會、又は各寮宛に照會して下さい。

四、寮の名稱及び位置

1 恩賜軍人援護會東京第一寮

位置 東京市杉並區馬橋一丁目六十番地

寮長 陸軍歩兵大佐 中村謙二

收容人員 八十名

この寮は給費生のみを收容します。

2 恩賜軍人援護會東京第二寮

位置 東京市杉並區馬橋四丁目四十七番地

寮長 陸軍歩兵中佐 相場重雄

收容人員 八十名

この寮は給費生のみを收容します。

收容人員 四十名
この寮は中等學校生徒のみを收容します。
3 恩賜軍人援護會京都寮
位置 京都市左京區下鴨森本町二十一番地
寮長 陸軍歩兵大佐 高宮章
收容人員 三十名
この寮は給費生並に中等學校生徒を收容します。

4 恩賜軍人援護會大阪寮
位置 大阪市東淀川區豊里町一千七百五十八番地
寮長 陸軍歩兵大佐 植村長隆
收容人員 三十名
この寮は給費生並に中等學校生徒を收容します。

00301



起 て よ ！ 青 年

が之では一億一心、總親和總努力の國策に背馳するものと云ふべきである。

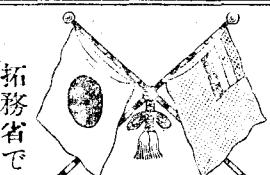
一億の皇民が常に盡忠報國の誓も固く同心團結して居ればこそ、世界に類例なき皇國の尊嚴を確保して來たのであり、高遠なる肇國の大理想に向つて不斷の進展を遂げて來たのだ。

若し傳へられるやうな憎むべさ慣習が事實だとすれば、それこそ大不忠大不孝であつて、日支事變最高の目的たる事變處理、東亞の新建設に大なる影響を齎すこととなるのである。

事變は尙ほ前途遼遠であつて、新秩序は長期建設である。日常生活の一舉手一投足を真剣な時局認識に則せしめ一木一草をも國家總力の發揚に無駄なく活用せしめて愚痴や不平を一切言はず、堅忍持久の言行一致を以て進んで行かねばならぬ。然るに米の收穫が旱害で幾分減じ、木炭の產出が採算關係や勞力の不足で圓滑を欠いだと云ふこと位で忽ち賣惜みや買溜等淺間しい世相を展開し、又人は悪かれ我は良かれの生活をしさへすれば等と云ふ心得の者も少くないのである

鳥取縣公報 第千百三十三號 昭和十五年五月廿四日 (第三種郵便物認可) 四一

意氣を以て!。



滿蒙開拓青少年

義勇軍指導員募集

拓務省では、滿蒙開拓青少年義勇軍教育の擔當者として義勇隊訓育所に於て訓育の任に當り更に指導員の一部は訓練の終了した義勇隊を率ゐて開拓團に移行し、開拓團の指導員として開拓地農村の建設に盡瘁し、以て滿洲建國の聖業に挺身せんとする者を次の要項に依つて募集することとなつた。

一、指導員の種類

- (一) 中隊長(指導員中適格者を選任)
- (二) 教學指導員
- (三) 農事指導員
- (四) 畜產指導員
- (五) 教練指導員

- | | |
|-----------|-----------|
| (六) 庶務指導員 | (七) 經理指導員 |
| (八) 營養指導員 | (九) 資格 |

二、應募資格

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (一) 各指導員共通事項 | (二) 年齢廿五歳以上概ね四十五歳までの者 |
| (甲) 一般應募者 | (3) 身體強健、質實剛健にして意志の強固なる者 |

(4) 妻帶者に在りては當分の間別居生活をなし得る者

(5) 將來永く滿洲にありて開拓の聖業に從事することを希望する者

- | | |
|--|------------------|
| (1) 教練指導員にありては陸軍豫備役尉官、同幹部候補生(甲種幹部候補生にありては進級のため行ふ勤務演習終了者に限る)又 | (2) 各指導員個別に必要な事項 |
|--|------------------|

は下士官下士適任證所持者を含む)にして

成るべく青少年訓練に經驗を有する者

(2) 中隊長並に教學指導員は青少年教育に、

農事指導員は農事に畜產指導員は畜產に、

庶務、經理指導員は庶務又は經理に成るべく實際の經驗を有する者、特に中隊長は隊員統率指導の能力ある者

(乙) 高等専門學校以上又は拓植訓練所の新卒業生にして學校長の推薦を受けたる者

三、應募手續

應募者は拓務大臣宛願書と共に次の書類を現住地道府縣廳に提出し地方長官の推薦を経ること。但し高等専門學校以上又は拓植訓練所の新卒業生においては、學校長の推薦を經て直接拓務大臣に提出すること。教練指導員應募者は、聯隊區司令官宛願書と共に次の書類を現住地所管聯隊區司令部に提出すること。

各聯隊區司令部に於ては應募者中より被推薦者を決定し、其の關係書類を陸軍省人事局恩賞課に送付し、陸軍省は之を拓務省に推薦す

一年を通じ之を募集し、次の期日に締切銓衡を行ふ。

四、募集締切並に銓衡

	第一回	六月三十日
第二回	八月三十一日	
第三回	十月三十一日	
第四回	十六年一月十日	
第五回	三月三十一日	

五、訓練

各締切毎に其の都度銓衡期日及び場所を通し、銓衡の上採用者を決定される。

指導員候補者として採用されたる者は、内地及び現地を廻り概ね一年の訓練を実施される。但し必要に依り訓練期間を短縮される場合がある。

(1) 内地訓練

指導員候補者は満洲移住協會に委嘱され、次の要領に依り内地訓練を実施される。

イ 訓練期間

二ヶ月乃至五ヶ月。但し適當の期間満蒙開拓青年義勇軍訓練所に配屬される。

ロ 入所日時

銓衡後概ね一ヶ月以内に入所するも、日時は採用決定の際通知される。

ハ 訓練野

茨城縣東茨城郡鯉淵村満蒙開拓幹部訓練所

二 入隊の際の携帶品
履歴書、最終學校の成績證明書、戸籍謄本
家族調書各二通、最近撮影手札型寫真一葉
印鑑、寢具、作業衣一式、下駄、日用品等
ホ 入所旅費は現住所より訓練所間の船車賃

は訓練所到着後精算支給されるので、出發驛發行の汽車、汽船、バス乗合證明書を持参すること。尙ほ手荷物運賃超過の場合は其の支拂證に依り支給される。

(2) 現地訓練

内地訓練終了者は、渡滿の上満蒙開拓ハルビン幹部訓練所に於て訓練を受け、訓練終了後は義勇隊訓練所に配屬されるのであるが、訓練期間は概ね四ヶ月乃至九ヶ月である。

(3) 訓練中の給與及び食費負擔

イ 内地及び現地を通じ手當は概ね五十圓乃至九十圓を支給される。但し手當は前歴(從來の收入額・年齢等)・家族狀態等を考慮して決定される。

ロ 内地及び現地共訓練中の食費(月十二圓程度)は自辨である。

ハ 渡滿に際しては旅費及び支度料を支給される(任地其の他に依り百七十圓一二百三十圓まで)。

六、訓練終了者の待遇

(1) 身分

所定の訓練を終了したる者は、満洲開拓青年義勇隊本部(義勇隊訓練の指導經營機關)職員として採用、義勇隊訓練所に配屬される。

(2) 傅給

イ 本俸 前歴を参照して決定される。
ロ 在勤手當 勤務地に依り差異あるも、概ね本俸の十割乃至十五割を支給される。

ハ 妻子手當 十圓

チ 子供 一人當五圓

ニ 宿舎は無料で貸与されるも、單身赴任の間に於ける食費(月十五圓程度)は自辨である。

(3) 将來

開拓團指導員、訓練所職員又は開拓關係職員として將來を保證される。

七、問合せ

(1) 各道府縣
(2) 拓務省

00305

00304

汗で報國
貯蓄で護れ

五月二十二日發行「週報」並=「寫眞週報」掲載內容左記ノ通

寫眞週報第百十七號掲載內容（海軍記念日特輯）

表紙 漢江の大運河をゆく軍艦旗

鎮座祭近き東郷神社

侍従武官南の海に御葬遣

太平洋の黒潮を一堂々たる帝國海軍の威容

浙江の水路廻し軍艦旗一中支の經濟開發の動脈たる水路の

治安確保に活躍をつづける海軍艦隊

海軍兵學校一江田島の紺碧の海に眞白な事務服を映えさせ

未來の聯合艦隊司令長官を夢みつゝ訓練を忘らぬわが海軍

のたのもしき第二陣

歐洲大戰本格化す一海外通信 ドイツ軍の對蘭電擊作戦

讀者カメラ

讀物ページ

戦火と共に宣傳戦は進む（上）

心を一つ皇國のために！第三十五回の海軍記念日を迎へて

海軍中佐 阿部 信夫

海外にゆく農山漁村の幸（上）

小學一年生の子供はかう尊いてゆきませう（上）

東京女高師教授 堀 七藏

次代國民の育て方（八）

海外小話

寫眞週報問答

發行

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

印刷所

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町昭和十五年五月廿四日印刷
昭和十五年五月廿四日發行

週報第百八十八號掲載內容

（海軍省海軍軍事普及部）
(陸軍省經理局)
(文部省圖書局)低物價と利潤統制
神武天皇聖蹟の調査日本語の大陸進出
獨軍の蘭白進撃戦二千六百年史抄（十四）
獨の白蘭進撃と蘭印問題（陸軍省情報部）
(外務省情報部)
(文部省圖書局)
(菊池寬)